令和２年度駒澤大学教育後援会長野県支部

定期総会報告書

１　日時　　令和 2 年 6 月 14 日（日）午前　10 時

２　場所　　駒澤大学教育後援会ＨＰ支部だより（長野県支部）

目　　次

令和２年度教育後援会長野県支部定期総会報告書次第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・０３
令和元年度教育後援会長野県支部事業報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・０４
令和元年度教育後援会長野県支部収支決算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・０５
令和元年度監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・０６
令和２年度教育後援会長野県支部事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・０７
令和２年度教育後援会長野県支部予算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・０８
令和２年度教育後援会長野県支部役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・０９
駒澤大学教育後援会長野県支部会則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
駒澤大学教育後援会長野県支部旅費規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

令和２年度教育後援会長野県支部定期総会報告書

日時　　令和２年６月 14 日（日）午前 10 時
場所　　駒澤大学教育後援会ＨＰ支部だより

報告事項

（１）令和元年度（平成 31 年度）事業報告ならびに決算報告

（２）令和元年度（平成 31 年度）監査報告

（３）令和２年度事業計画ならびに予算

（４）令和２年度役員

令和元年度（平成 31 年度）教育後援会長野県支部事業報告書

日にち	事　　業	内　　容	備　　考
4 月 13 日(日)	第 1 回役員会	令和元年度決算について 令和 2 年度事業について 総会の開催について 役員体制について	ホクト文化会館会議室 役員 15 名参加
5 月 5 日(日)	第 2 回役員会	支部総会案内の発送作業 総会資料作成 駅伝応援について 駒澤大学吹奏楽部への支援 （善光寺花まつり） 本部総会への参加について	長野市生涯学習センター会議室 役員 12 名参加
5 月 11 日(土)	本部総会（本部事業）	本部総会への参加	駒澤大学、役員 8 名参加
5 月 26 日(日)	第 3 回役員会	教育後援会本部総会及びスプリングフェスティバル参加の報告 支部総会資料の確認 支部総会への準備	長野市　長野中高齢労働者福祉センター（サンライフ長野） 役員 14 名
6 月 8 日(土)	支部総会 教育懇談会（本部事業）	事業報告、収支決算、事業計画、収支予算、支部規約改正、新年度役員選任など	モンターニュ松本ありあけ 会員 30 名（うち役員 19 名）、来賓 2 名、参加
7 月 4 日(木)	黒姫妙高山麓学生駅伝大会打合せ	大会日程、駐車場依頼、懇親会打合せ	役員 3 名
7 月 21 日(日)	第 4 回役員会	黒姫妙高山麓学生駅伝大会について	長野市　長野中高齢労働者福祉センター（サンライフ長野） 役員 13 名
8 月 24 日(日)	第 4 回妙高・黒姫山麓学生駅伝大会応援	スタート・ゴール地点で応援 交流会（サンクゼール）	本部 20 名、支部 21 名参加
10 月 19～20 日（土～日）	参禅研修（本部事業）	座禅、食事、寺内参観	永平寺：支部 8 名参加
11 月 30 日(土)	教育後援会 60 周年式典（本部事業）	記念式典、講演会、懇親会	駒大深沢キャンパス 支部 8 名、元役員 2 名参加
1 月 11 日(土)	新年賀詞交歓会（本部事業）	賀詞交換会、懇親会への参加	東京都ホテルニューオータニ 支部 9 名参加
2 月 23 日(日)	第 5 回役員会	令和元年度事業の報告 黒姫・妙高大学駅伝について 次期役員選出 役員勧誘について	長野市生涯学習センター会議室 役員 16 名参加
2 月 28 日(金)	支部会計監査	会計監査を実施	小諸市八ヶ倉 監事 2 名、役員 3 名
3 月 17 日(火)	本部会計監査	会計監査を実施	3/13 までに監査資料送付

令和元年度教育後援会長野県支部収支決算報告書

自　平成 31 年 4 月 1 日　―　至　令和 2 年 3 月 31 日

収入の部　　（単位：円）

項目	令和元年度 予算額(A)	令和元年度 決算額(B)	差引額 (B－A)	摘要
前年度繰越金	10,000	10,000	0	前年度より繰越金
支部活動費	612,000	612,000	0	支部活動支援金
事業補助金	200,000	300,000	100,000	第４回黒姫・妙高山麓大学駅伝大会
支部景品補助金	0	7,000	7,000	賀詞交歓会用５千円、慰労会用２千円
雑収入	50,000	103,002	53,002	預金利息(2 円)、会費徴収金(103,000 円)
合　計	872,000	1,032,002	160,002	

支出の部

項目			令和元年度 予算(A´)	令和元年度 決算(B´)	差引額 (B´-A´)	摘要
支部活動費	会議費		100,000	27,433	-72,567	役員会等諸経費
	旅費		200,000	301,240	101,240	総会、役員会等旅費交通費
	通信運搬費		43,000	44,633	1,633	総会、行事等案内通知送料、切手代
	印刷費		20,000	16,385	-3,615	資料印刷
	渉外費		23,000	16,803	-6,197	交流会等経費
	予備費		130,000	3,904	-126,096	旅費振込手数料、本部へ返金振込手数料
	本部へ返金		0	269,156	269,156	
	次年度繰越金		0	7,210	7,210	
	小　計		516,000	686,764	170,764	
事業費	1	通信費	25,000	24,108	-892	第４回黒姫・妙高山麓大学駅伝大会
		会議費	7,000	1,640	-5,360	
		旅費	130,000	100,490	-29,510	
		渉外費	194,000	219,000	25,000	
		小計	356,000	345,238	-10,762	
	2	通信費				
		会議費				
		旅費				
		会場費				
		小計				
合計			872,000	1,032,002	160,002	

令和元年度　監査報告

駒澤大学教育後援会長野県支部

支部長　　大日方　万作　殿

駒澤大学教育後援会長野県支部の令和元年度(平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)に関わる会計決算について監査の結果、帳簿・その他会計諸表と相違ないことを認めます。

令和 2 年 2 月 28 日

駒澤大学教育後援会長野県支部

監事　　安藤　美和子

監事　　菊池　美智代

令和２年度教育後援会長野県支部事業計画

４月	12 日　第１回役員会	支部定期総会について 元年度事業・決算報告 ２年度事業計画 ２年度役員体制	各自宅
５月	05 日　第２回役員会 05 日　善光寺花祭り （法要のみ） 09 日　本部定期総会 24 日　第３回支部役員会	支部定期総会について 当面する事業について 駒澤大学吹奏楽部参加中止 東京（支部出席なし） 支部定期総会について	 会員へ案内発送 HP で公開 各自宅
６月	14 日　支部定期総会報告 14 日　教育懇談会（中止） 14 日　支部懇親会（中止）	駒大教育後援会 HP 駒大職員および本部より 長野県支部主催	午前 10 時～開始 中止 中止
７月	第４回支部役員会		
８月	第５回支部役員会		
９月	６日５周年記念事業	式典 記念講演会 懇親会	中止(新型コロナ対策)
10 月	11 日 17～18 日	出雲全日本大学選抜駅伝 一泊参禅研修（総持寺）	応援：自由参加 自由参加
11 月	01 日	全日本大学駅伝	応援：自由参加
12 月			
１月	2～3 日 23 日	東京箱根間往復大学駅伝 新年賀詞交換会　東京	応援：自由参加 正副支部長出席 会員自由参加
２月	第６回支部役員会	活動報告ならび次期役員 について	
３月	支部監査の実施		

※必要に応じて役員会（ライン会議等含む）の開催ならび５周年実行委員会の開催
※新型コロナの対策状況により５周年記念事業は中止の方向とする。

令和２年度教育後援会長野県支部収支予算書

自　令和２年４月１日　―　至　令和３年３月 31 日

収入の部　　（単位　円）

項目	令和２年度 予算額(A)	令和元年度 予算額(B)	令和元年度 決算額	差引額 （A－B）	摘要
前年度繰越金	7,210	10,000	10,000	-2,790	通帳口座
支部活動費	566,000	612,000	612,000	-46,000	本部より
事業補助金	0	200,000	300,000	-200,000	第４回黒姫・妙高山麓大学駅伝大会
支部景品補助金	0	0	7,000	0	新年賀詞交歓会　東京
雑収入	0	50,000	103,002	-50,000	預金利息、会費徴収金
合　計	573,210	872,000	1,032,002	-298,790	

支出の部

項目			令和２年度 予算(A’)	令和元年度 予算(B’)	令和元年度 決算額	差引額 (A’－B’)	摘要
支部活動費	会議費		53,000	100,000	27,433	-47,000	役員会等諸経費
	旅費		300,000	200,000	301,240	100,000	総会、役員会等旅費 (交通費・日当)
	通信運搬費		50,000	43,000	44,633	7,000	総会案内通知発送料
	印刷費		20,000	20,000	16,385	0	資料印刷
	渉外費		20,000	23,000	16,803	-3,000	交流会等経費
	予備費		130,210	130,000	3,904	210	振込手数料等
	本部へ返金			0	269,156	0	
	次年度繰越金			0	7,210	0	
	小　計		573,210	516,000	686,764	57,210	
事業費	1	通信費	0	25,000	24,108	-25,000	第４回黒姫・妙高山麓大学駅伝大会
		会議費	0	7,000	1,640	-7,000	
		旅費	0	130,000	100,490	-130,000	
		渉外費	0	194,000	219,000	-194,000	
		小計	0	356,000	345,238	-356,000	
合計			573,210	872,000	1,032,002	-298,790	

令和２年度駒澤大学教育後援会長野県支部役員

支部長	佐藤 族美	4	年	実行委員長
副支部長	倉石　あゆ美	4	年	〃副委員長
副支部長	村石　早苗	3	年	〃副委員長
副支部長	大日方　万作	4	年	実行委員会事務局
理事兼事務局長	冨澤　小夜子	3	年	実行委員
理事兼副事務局長	和賀　文子	2	年	実行委員
理事	和賀　修	2	年	
監事	安藤　美和子	院１	年	
監事	鈴木　薫	4	年	
顧問	荒井　比佐美	01 年度		
顧問	菊池　美智代	01 年度		
特別顧問	工藤　百合	01 年度		
特別顧問	藤澤　詔子	30 年度		
最高顧問	西村　まゆみ	30 年度		実行委員
最高顧問	藤江　佳子	30 年度		実行委員

５周年記念式典
実行委員会

※　学年順、五十音順で記載

アドバイザー
塚田正明
小澤律子

駒澤大学教育後援会長野県支部会則

（名称及び設置）
第１条　本支部は、駒澤大学教育後援会長野県支部（以下「支部」という。）と称し、事務局を支部長宅におく。

（目的）
第２条　支部は、駒澤大学教育後援会（以下「本部」という。）の下、駒澤大学（以下「大学」という。）と家庭との緊密なる連携を図り、その教育的効果の向上に資するとともに、併せて会員相互の親睦と福祉に寄与することを目的とする。

（組織）
第３条　支部は大学に在学する学生の県内在住の父母又は保証人を会員として組織する。

（事業）
第４条　支部は第２条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。なお、事業を行う場合、準備段階から本部事務局と連絡をとること。
(1) 支部総会、研修会、講演会等
(2) 学生の福利厚生、生活指導、就職情報提供等
(3) 大学の興隆発展の援助
(4) その他必要な事業

（役員）
第５条　支部に次の役員を置く。
(1) 支部長　　（１人）
(2) 副支部長　　（若干名）
(3) 理事　　（若干名）
(4) 監事　　（２人）
(5) 事務局長　　（１人）理事兼任可
(6) 副事務局長　（１人）理事兼任可

（役員の選出）
第６条　役員は会員の中より選出し、支部総会の議を経るものとする。

（役員の任務）
第７条　役員の任務は次のとおりとする。
(1) 支部長は支部を代表して会務を総理し、会議の議長となる。支部長は、本部との連絡、調整に当たるものとする。
(2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故がある時は、これに代わる。また東北信地区・中南信地区を担当し、役員、会員をまとめる。
(3) 理事は支部長の指示を受け、会務の企画運営にあたる。
(4) 監事は会務及び会計を監査し、必要があるときは、支部役員会の招集を要求することができる。
(5) 事務局長は、支部長の指示を受け、会計、役員会事務連絡、備品管理等の事務処理にあたる。
(6) 副事務局長は事務局長を補佐する。

（三役会）
第８条　役員会を円滑に運営するため、三役会を設ける。三役会は、支部長、副支部長、事務局長及び副事務局長をもって構成する。

（支部役員会）
第９条　役員は支部役員会を構成し、必要に応じて支部長がこれを招集する。
２　支部役員会は支部総会に次ぐ議決機関であり、支部事業の予算、決算、その他必要な事項を審議するとともに、緊急に事業遂行に支障をきたすおそれがあるときは、これを議決することができる。
３　前項による場合は、支部長はその経過を支部総会に報告し、追認を受けなければならない。

（委員会）
第１０条　支部の事業を遂行するため、役員会のもとに委員会をおくことができる。
委員会　(1)広報委員会　(2)事業委員会　(3)総会委員会
委員会は、役員・会員より構成し、必要に応じ委員会開き、活動をおこなう。役員より委員長、副委員長を選出する。

（役員の任期）
第１１条　役員・委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（顧問・特別顧問・最高顧問）
第１２条　本会に顧問、特別顧問及び最高顧問をおくことができる。
２　顧問は、支部役員会の推薦により、支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。顧問の任期は１年とする。
３　特別顧問は、支部役員会の推薦により支部総会の議を経て、支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。特別顧問の任期は１年とする。
４　最高顧問は、支部役員会の推薦により支部総会の議を経て、支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。最高顧問の任期は１年とする。

（経費）
第１３条　支部の経費は、支部活動支援金（補助金、応援補助金）、事業参加費、寄付金及びその他をもって支弁する。
２　支部年会費は徴収せず、事業ごとに参加費を徴収する。

（会計年度）
第１４条　支部の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。
２　会計報告を年度内に作成し、本部に報告する。

（支部総会）
第１５条　支部総会は年１回支部長がこれを招集する。ただし、必要に応じ臨時支部総会を招集することができる。
２　支部長は会長に本部役員若干名の出席を要請する。
３　支部長は、大学の講師を必要に応じて要請することができる。その場合は、会長に申請するものとする。

（議決）
第１６条　支部総会の議決決定は、出席会員の過半数の同意をもってこれを決する。

（会則の改廃）
第１７条　この会則の改廃については、支部総会及び、臨時支部総会の議を経なければならない。ただし、本部の会則と主旨の異なる改廃を行う場合においては、本部の承認を得るものとする。

（適用の特例）
第１８条　この会則に定めのないものは、全て支部役員会に諮るものとする。ただし、本部の指示が出た場合は、それに従うものとする。

附則
１　この会則は平成 28 年 1 月 20 日から施行する。（本会の設立日とする）
附則
１　この会則は平成 28 年 6 月 19 日から施行する。
附則
１　この会則は平成 29 年 6 月 11 日から施行する。
附則
１　この会則は平成 30 年 6 月 10 日から施行する。
附則
１　この会則は令和元年 6 月 8 日から施行する。

駒澤大学教育後援会長野県支部旅費規程

第１条　本規程は、駒澤大学教育後援会長野県支部（以下「当支部」という。）が行う行事等に出席、又は参加し、任務を果たすことを目的として旅行した者に対し支給する旅費について定める。
２　旅行命令者は支部長とし、旅行命令簿に記載し、提示または口頭により発するものとする。
３　教育後援会会長の要請に基づいて、本部で行う行事及び支部管外で行われる後援会活動等に出席、又は参加する際の旅費は、「駒澤大学教育後援会旅費規程内規」の遠距離出張として扱うものとする。

第２条　旅費支給の対象となる行事等とは、次の各号とする。
(1) 駒澤大学教育後援会主催の会議
(2) 当支部役総会
(3) 当支部役員会
(4) 当支部の行う行事
(5) その他支部長が必要と認めた会議、講習会、視察等

第３条　旅費の支給は、別に定めのある場合を除き、実費の全部又は一部を支払うものとする。
なお、本部が支給する旅費との重複支給は認めない。

第４条　支給する旅費の項目は交通費及び日当とし、次の各号に定めにより支給する。
(1) 交通費
交通費は、実費を支給するものとし、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。
なお、金額が検証できない費用（長距離バス代等）については領収書を提出する。
①　県内の鉄道運賃は、実費を支給する。ただし新幹線は除く。
②　県内の自家用自動車等の利用による場合は次の通りとする。
ア　開催地と居住所等との往復の距離　概ね10ｋｍ未満は支給しない。
イ　開催地と居住所等との往復の距離　概ね 10㎞以上は、距離（ｋｍ）×25円で計算する。
③　県外　・・・　必要最低限の実費以内の額とする。
(2) 日当
日当は、所要時間により以下の通りとする。
ア　半日（２時間以上４時間以内）　・・・1,000円
イ　１日（４時間以上）　・・・2,000円
(3) 宿泊費
宿泊費は、実費支給を原則とし、一泊10,000円を限度額とする。この認定は事務局長があたる。
(4) 旅費の支給方法は、半期に１回以上纏めて指定口座への振込み支給、又は現金支給とする。

第５条　旅費の支給を受けようとする者は、旅行命令票に必要に応じ領収書を添え、事務局長に提出しなければならない。

第６条　特別な事由がある場合又は本規程の運用が困難な場合は、支部長の事前の承認を条件として、その都度個別に定める。

第７条　この規程の改廃は当支部役員会で決定する。

附 則
１．この規程は、平成29年４月１日より施行する。
２．この規程は、平成31年４月１日より施行する。